

議案第 34 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 21 号及び第 22 号を削り、第 23 号を第 21 号とし、第 24 号から第 26 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 大山田東グラウンドの項及び大山田東体育館の項を削る。

別表第 2 大山田東グラウンドの項及び大山田東体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。